

2020年度
関西学院大学ロースクール
A日程

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

《10:00～12:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

次の文章を読んで、〔設問 1〕 および〔設問 2〕 に答えなさい。

甲株式会社（以下「甲会社」という。）は取締役会設置会社である。2019年3月31日現在、甲会社の取締役会は、A、B、CおよびDの4名で構成されており、AとBが代表取締役に就任している。甲会社の定款および定款による委任に基づく取締役会規程には、取締役会決議の定足数および決議の要件について別段の定めは置かれていない。

Aは、強引な経営手法により、同業他社からも苦情が寄せられたことがたびたびあった。このままでは甲会社は同業他社から有益な情報を得ることができず、結果として甲会社に多大な損害が生じるおそれがあるとして、BとCは、Aを代表取締役から解職することを計画した。

2019年5月15日に適法に招集された甲会社取締役会において、招集通知に記載された議題が全て審議・決議された後、Bが緊急動議として、Aの代表取締役解職議案を提出した。提案理由として、Bは、Aの強引な経営手法と同業他社からのクレームを挙げ、このままでは甲会社に多大な損害が生じるおそれがあり、それを未然に防ぐという点を主張した。議長であるCは、Aに発言の機会を与えたが、Aは呆然として何も述べなかった。Aを退席させたうえで採決した結果、Dは反対したものの、BとCの賛成で、Aの代表取締役解職議案は可決承認された（以下「本件取締役会決議」という。）。

後日、Aは、甲会社を被告として、自らを退席させて行われた本件取締役会決議は無効であるとして、自分が甲会社代表取締役の地位にあることの確認を求める訴えを提起した。これに対して、甲会社は、Aは特別利害関係人にあたることを理由に、本件取締役会決議は有効であると反論している。

〔設問 1〕

下線部につき、取締役会決議における特別利害関係を有する取締役とは何かを判例に依拠しつつ示し、これに該当すると考えられる取締役の例を1つ挙げなさい（ただし、本問の事案を除く。）。

〔設問 2〕

Aの訴えは認められるか否かについて、判例の立場から論じなさい。

2020 年度入学試験 出題趣旨・解説・講評

【A 日程：商法】

《出題趣旨》

- ・ 本問は、取締役会決議における特別利害関係人に関する論点を問うものである。
- ・ 取締役会の決議に特別利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない（会社 369 条 2 項）。あらかじめ特別利害関係取締役を議決から排除することにより、決議の公正を担保することにある。
- ・ 特別利害関係を有する取締役に関する問題は、判例・学説でもなお議論がなされている論点であり、また近時、株式会社の取締役会の相当する水産漁業協同組合における理事会における特別利害関係を有する理事が加わって行われた理事会決議の効力が問題となった事案につき、最高裁判所で判決が下されたところでもある（最判平成 28・1・22 民集 70 卷 1 号 84 頁）。
- ・ 本問は、この論点についての基礎的な知識および判例の理解を問うことを、その出題趣旨とするものである。

《解説》

(1) 〔設問 1〕 について

- ・ ここで、特別利害関係を有する取締役とは、一般に、「会社に対する忠実義務を誠実に履行することが定型的に困難と認められる個人的利害関係ないし会社外の利害関係を有する取締役」であると解されている。
- ・ 本問のような代表取締役の解職決議における当該解職対象の代表取締役が特別利害関係取締役に該当するかどうかは、学説上議論のあるところである。なお、判例はこれを肯定するが、この点については、後述する。
- ・ 本問のようなケース以外の特別利害関係取締役の例としては、たとえば、以下のものがある。
 - ① 譲渡制限株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨の定款の定めのある会社において、株式譲渡の承認を行う取締役会決議（会社 139 条 1 項）における譲渡人または譲受人である取締役
 - ② 利益相反取引または競業取引の承認決議（会社 356 条 1 項、365 条 1 項）における当該利益相反取締役または競業取引を行う取締役
 - ③ 会社に対する責任の一部免除にかかる取締役会決議（会社 426 条 1 項）における当該免除対象の取締役
 - ④ 監査役設置会社以外の会社における取締役と会社との間の訴訟について、誰が会社を代表するかを定める取締役会決議（会社 364 条）における当該訴訟当事者たる取締役

(2) 〔設問 2〕 について

- ・ 判例（最判昭和44・3・28民集23巻3号645頁）によれば、代表取締役解職にかかる取締役会決議において、当該解職対象の代表取締役は特別利害関係人に該当する。
 - その理由は、代表取締役の会社における権限と影響力から、解職対象の代表取締役は、一切の個人的感情を取り去って、会社に対して負担する忠実義務に従って、公正に議決権を行使することが期待できないという点にある。
- ・ この見解を前提にすると、本問においては、甲会社におけるAを代表取締役から解職するための取締役会決議においても、Aは特別利害関係取締役として議決に加わることはできないのであるから、Aを除外して行った本件取締役会決議は適法有効なものであるといえる。
 - Aは、定足数の算定からも除外されることから、BとCが賛成すれば、本件取締役会決議は可決・成立する。

そうであるならば、本件取締役会決議が無効であることを前提とするAの訴えは、認められないことになる。

《講評》

- ・ [設問1]では、答案中、「他の取締役とは共通しない個人的な利害関係」をもって、特別利害関係を有する取締役であるとの解答が散見された。しかし、これは正確ではない。取締役は会社に対して忠実義務を負っているのであり（会社355条）、このことを前提に、その履行が困難と解されるような個人的利害関係を「特別利害関係」と表現すべきである。
- ・ また、同様に、特別利害関係を「会社法369条2項に定める利害関係」とだけ説明する答案もあった。これでは説明したことになっていない。問われているのは、会社法369条2項の特別利害関係の内容であるのに、その解答を369条2項の特別利害関係であるとするのは、トートロジーにすぎないからである。
- ・ 他方で、上記の解説（1）に記載した内容の定義あるいはこれに類する定義が書かれてある答案も多く見られた。
- ・ どのような場合に取締役が特別利害関係を有すると認められるかの例については、取締役の報酬決議の場合を挙げる解答が複数見られた。おそらく、株主総会により全ての取締役の報酬総額が決定され、その具体的配分を取締役会に一任した場合の、当該取締役会決議のことを指しているものと思われるが（この点については上記答案は触れられていない）、一般に、取締役会における取締役報酬の具体的配分を決定する決議においては、取締役の特別利害関係性は否定されている。株主総会における総額決議によりお手盛り防止の趣旨は達成されているといえるからである。
- ・ [設問2]については、取締役会決議の効力が問われているにもかかわらず、株主総会決議の問題として回答している答案が散見された。取締役会決議と株主総会決議とを混同していると考えられる。
- ・ 総じて、前述のような不十分な内容の答案も散見されたものの、比較的多くの答案が、合格答案であると評価できるものであった。

以上